

岐阜県公報

第二千九百二十九号 (火曜日)
平成三十年三月十三日

目 次

告 示

- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 道路の区域変更
- 争議行為の通知の公表
- 公共測量の終了
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
- 平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
- 指定管理者の変更の届出
- 猟銃等講習会の開催
- 少年射撃資格講習会の開催

告 示

岐阜県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 伸

肇

(労働雇用課)	一四四	(治山課)	一四三
(用地課)	一四四	(道路維持課)	一四四
(技術検査課)	一四五		
(建築指導課)	一四六		
(都市公園課)	一四七		
(生活安全総務課)	一四七		
(同)	一四九		

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のもととする。
- 3 間伐に係る森林は、次とのおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜市敷田南五丁目一四番五三号 O.K.Bふれあい会館

(1) 受験申込書の提出

受験申込書は、三の3の(1)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十八年又は平成二十九年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成三十年十二月六日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成三十年八月二十一日(火)に、木造建築士は同年九月四日(火)に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十年六月六日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部(業務第一課)(電話番号〇三一六一ー三三一〇)にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二一ー六一ー六八一六)又は公益社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八一ー二五九三六一)に問い合わせてください。

○指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の二第四項の規定により、平成記念公園の指定管理者となる平成記念公園みらい創造グループから変更の届出があつたので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあつた事項

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。ま

団体の名称

(変更前) 平成記念公園みらい創造グループ

(変更後) ぎふ清流里山公園みらい創造グループ

二 変更年月日

平成三十年一月三十一日

○獣銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により、獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成三十年三月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 普 伯

一 開催する講習会の種類

1 法第四条第一項第一号の獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会(以下「初心者講習会」という。)

2 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会(以下「経験者講習会」という。)

二 初心者講習会
講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 地 所
平成 三十年 六月 七日(木)	午前十時から 午後五時まで	飛驒総合庁舎
同 年 七月二十二日(日)	同	岐阜産業会館
同 年十一月 一日(木)	同	大垣市民会館
平成三十一年 三月 七日(木)	同	東濃西部総合庁舎